

## 産業振興施策立案のためのデータ分析・調査業務 企画提案仕様書

### 1 目的

客観的事実に基づいて、アフターコロナ時代に県が展開すべき産業振興政策の立案（E B P M：Evidence-based Policy Making）のため、データサイエンス・スキルを有する外部人材を活用し、本県産業の構造変化や課題等について調査・分析するとともに、その対応に必要な産業政策に係る提言を行う。

### 2 業務内容

#### (1) 産業人口及び県内総生産等の推計

国勢調査、県民経済計算、国民経済計算、経済センサス及び工業統計など、国及び県が公開している統計データ等を活用し、産業外生化分析等の数理的手法も使いながら、2065年までの本県の産業人口、県内総生産、労働生産性や地域内外の波及効果等について、日本標準産業分類の大分類及び主要な中分類ごとに推計を行うこと。

なお、各推計の作成に当たっては若者・女性・高齢者・外国人等の労働参加率や、AIやドローン、ロボット等の新技術が社会に実装されることによって実現される労働生産性の変化等の条件を変更することで、推計のシミュレーションを容易に行うことのできる仕様とすること。

#### (2) 本県の産業構造や課題等に関する分析及びその対応策に係る施策提案

##### ① 本県産業の構造的課題等に関する分析

上記(1)の推計結果をもとに、本県産業の特徴や構造的課題等について分析すること。

なお、分析を行うに当たっては、若者・女性・高齢者・外国人等の労働参加率や、AIやドローン、ロボット等の新技術が社会に実装されることによって実現される労働生産性の向上などを踏まえて分析を行うこと。

また、日本国内や海外の先進事例など、モデルケースとなる情報と対比しながら整理すること。

##### ② 本県産業の構造的課題等に対する施策提案

上記(1)の推計及び(2)の①の分析結果等を活用しながら、県が、どの産業分野に重点を置いて将来の施策を実施すべきか、その施策によって当該分野がどのように伸びるか（底上げされるか）、施策提案を行うこと。

なお、提案する施策の数は、少なくとも3つ以上とすること。

### ③ 留意事項

上記(2)の②の対応策の提案については、国の法令等を踏まえ、県が実施主体として実行可能な施策とすること。

### (3) 県幹部との意見交換

上記(2)の分析及び施策提案について、業務委託期間中に、2回程度来県し、県職員等との意見交換を行うこと。

なお、来県に要する経費については、委託料に含むこととする。

## 3 委託対象者

データサイエンスに基づく調査分析・施策立案の経験を有する民間企業、大学や研究機関等及び大学教員等（大学教員等のグループを含む）

## 4 業務委託期間

契約締結の日から令和4年3月18日(金)まで

## 5 成果品等

### (1) 中間報告

#### ① 報告内容

中間報告時点における上記2(1)及び(2)に係る資料を提出すること。

#### ② 提出期限

令和3年11月末日まで

#### ③ 提出書類及び部数

・ 中間報告書

10部及び電子媒体一式(CD-ROM：Word又はPowerPoint形式)

・ 中間報告に使用した各種データの電子媒体一式(CD-ROM：Excel形式)

#### ④ 報告書の仕様

A4版でカラー印刷したものをファイルに綴じて提出

### (2) 最終報告書(成果品)

#### ① 提出書類及び部数

・ 調査報告書

10部及び電子媒体一式(CD-ROM：Word又はPowerPoint形式)

・調査報告書に使用した各種データの電子媒体一式(CD-ROM : Excel 形式)

② 提出期限

令和4年3月18日まで

③ 報告書の仕様

A4版でカラー印刷したものをファイルに綴じて提出

6 その他

- ・ 受託事業者は、県に定期的に事業の進捗報告や協議を行うこと。
- ・ 受託業務の実施において、本県の個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに従うこと。
- ・ 本県及び受託事業者は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、また、本契約の目的の範囲を超えて利用しないこと。
- ・ この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、県と受託事業者が協議して決定するものとする。
- ・ 本委託業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、県に帰属する。